

News Release

2020年3月23日

【新型コロナウイルス】

金融円滑化特別資金（危機関連保証）の取扱開始および取扱内容の一部変更について

この度は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様方へ、心からお見舞い申し上げます。

株式会社熊本銀行（取締役頭取 野村 俊巳）では、熊本県および熊本県信用保証協会と連携した制度融資「金融円滑化特別資金（危機関連保証）」の取扱開始、および2020年3月2日にリリースいたしました金融円滑化特別資金の内容について、一部取扱の変更がございましたのでお知らせいたします。

記

【1】金融円滑化特別資金（危機関連保証）概要

名 称	金融円滑化特別資金（危機関連保証）				
ご 利 用 いた だけ る 方	「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けられた、熊本県内の事業者（法人及び個人事業主）のうち、直近1ヶ月の売上高が前年同月比で15%以上減少かつ今後2ヶ月の売上高が前年同期比で15%以上減少見込みの方				
資 金 使 途	設備資金・運転資金 （※本制度による借換対応可。ただし、熊本地震に関する制度融資の一部のみ。詳細は最寄りの営業店へお尋ね下さい。）				
ご 融 資 限 度 額	1企業 8,000万円				
ご 融 資 期 間	1年～10年以内（据置期間2年以内）				
ご 融 資 利 率	期 間	3年以内	5年以内	7年以内	10年以内
	金 利（固 定）	年1.50%以内	年1.65%以内	年1.80%以内	年2.00%以内
保 証 料 率	0%（熊本県が全額補助）				
取 扱 店	熊本県内の営業店				
取 扱 期 間	2020年3月23日～2021年1月31日				

【2】取扱変更について

金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分・セーフティネット保証4号・危機関連保証）		
	変更前	変更後
事業継続期間	同一事業1年以上	同一事業3ヵ月以上

【3】取扱開始日及び変更日 2020年3月23日（月）

以上

《 本件に関するお問合せ先 》
 株式会社熊本銀行 営業推進部 担当：松下・梅田
 TEL 096 - 385 - 1141